

我が国で慢性透析療法を受けている患者は、平成二十一年末現在で約三十万人となっており、毎年一万人前後増え続けている。

一たん、慢性透析に陥ると、週三回、四〜五時間に及ぶ透析治療を生漚受け続けなければならず、精神的にも肉体的にも相当な負担がかかり、日常生活に大きな支障を来すこととなる。

透析治療を受ける患者の多くは、根本的な治療法である腎移植を望んでおり、現在、社団法人日本臓器移植ネットワークに腎移植を希望する登録者は一万二千人に上っている。

しかし、我が国における腎移植は平成十八年に千百三十六例と初めて千例を超えたものの、欧米諸国に比べ極端に少なく、人口百万人当たりの移植数は欧米諸国の十数%〜二十数%程度である。とりわけ、献腎・脳死体腎の移植数は二百例に満たず、人口百万人当たりの移植数は欧米諸国の二〜五%程度にすぎない。

このような事情を背景に、臓器提供者に恵まれない移植待機患者を一人でも多く救おうと、治療のため摘出した腎臓を修復して移植する、いわゆる修復腎移植が始まった。

ところが、平成十九年七月、厚生労働省においては、臓器移植法の運営方針を一部改正し、修復腎移植については臨床研究の道は残すこととしたものの、原則禁止としたところである。

移植腎の大幅な不足という状況の中で、修復腎移植の道を開くことは、重度の腎臓病に苦しみ生命の危機に脅かされている透析治療が困難な患者の方々にとって、健康回復への希望となるものである。

よつて、国においては、移植待機患者が一日も早く移植を受けることができるよう、修復腎移植が可能となるための環境整備を早急に行うよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

宮城県議会議長 島山 和純

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）

厚生労働大臣

あて